

萩原コロナ本人訴訟 第1回 口頭弁論期日決まる！

不法行為が白日の下にさらされる日が近づく！

来る10月22日（木）、原告の萩原光廣さんが訴えたコロナ本人訴訟の第1回口頭弁論が始まります。

コロナ感染の危険にさらした関西新幹線サービックと、第一事業所の竹腰所長、山崎副所長を相手に損害賠償を求めて8月5日に大阪地方裁判所に提訴した裁判です。

**コロナ感染防止対策を労務管理に利用！
自宅待機外しの差別的な出勤を命じた勤務指定！**

関西新幹線サービックは、コロナ禍の中で自らが決めた感染防止対策としての三密を避ける自宅待機を労務管理に利用して、特定の従業員を恣意的に自宅待機から外し、勤務変更までして出勤させ、コロナ感染の危険にさらすというやってはいけない差別的な勤務指定を行いました。

いよいよ、そのデタラメな職場の労務管理の実態が明らかになります。

【第1回 口頭弁論期日は以下の日程】

日時 10月22日(木) 13時45分から
場所 大阪地方裁判所 405号法廷

私たちは、原告の萩原さんと共に職場から今後ともおかしいことはおかしいと声を上げ、共に裁判闘争を闘っていきます。

今後の裁判通信を乞うご期待！